

令和元年度サービス付き高齢者向け住宅登録事業者向け勉強会

高齢者住まい法の改正

令和 2 年 1 月 1 6 日  
宮城県土木部住宅課



令和元年11月1日  
老高発1101第1号  
国住心第198号

各 

都道府県
指定都市
中核市

 住宅担当部長 殿  
福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令の施行について

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省・国土交通省令第4号。以下「改正省令」という。）は令和元年11月1日に公布され、同年12月14日より施行されることとなっている。

施行等に当たっては、下記事項に御留意の上、法令に基づくサービス付き高齢者向け住宅制度の的確かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 改正の趣旨

今般、登録の申請に当たっての申請者の事務的な負担を軽減し、より円滑なサービス付き高齢者向け住宅事業の登録が可能になるよう、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。）第6条に規定する登録申請書の記載事項及び第7条に規定する登録申請書の添付書類の省略等を行うとともにその他所要の改正を行うこととした。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）の一部が令和元年12月14日に施行されることに伴い、必要となる措置を講ずることとした。

## 第2 登録申請書への記載事項について

### 1. 登録申請書中のチェックボックスにおける誓約について

これまで、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第6条第1項第15号及び改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）第7条第10号に基づき、法第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録の申請時において、登録申請書に、法第7条第1項第6号及び第7号に掲げる基準（入居契約及び前払金に関する登録基準）に適合することを誓約する書面を登録申請書に添付して提出しなければならないこととしていたところである。今回の改正においては、登録申請書中のチェックボックスで誓約することとした。

また、同様に登録申請書に添付して提出しなければならないとしていた、登録申請者及び法定代理人が法第8条第1項各号（以下「登録拒否要件」という。）に該当しない者であることを誓約する書面についても、添付を求めるのではなく登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを登録申請書中のチェックボックスに誓約することとした。

### 2. 役員名簿に記載する者について

サービス付き高齢者向け住宅の登録に際しては、法第6条第1項第3号及び第4号において申請を行う者又はその法定代理人が法人である場合には、申請書に「役員の氏名」を記載する旨規定されている。当該規定に基づき、施行規則別記様式第1号の別添1及び別添2において、役員の氏名を役員名簿という形で記載することとしているところである。

役員氏名は申請を行うサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者、事務所等を特定するために記載を求めているところであり、例えば法人登記簿に記載のない執行役員については記載する必要がないことに留意されたい。

## 第3 登録の申請に必要な添付書類について

登録の申請に当たっての申請者の事務的な負担を軽減し円滑な登録が可能になるよう、以下の添付書類は不要とした。

- ①縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及びサービスを提供する者が常駐する場所の位置を表示した付近見取図
- ②縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及び敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援施設の敷地内における位置を表示した図面
- ③申請者がサービス付き高齢者向け住宅等を自ら所有する場合は、その旨を証する書類
- ④申請者が法人である場合は、登記事項証明書及び定款
- ⑤申請者が未成年者であり、かつ、法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書
- ⑥法第7条第1項第6号及び第7号の基準に適合することを誓約する書面
- ⑦申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面
- ⑧申請者が未成年者である場合は、その法定代理人が欠格要件に該当しないことを誓約

する書面

デジタル・ガバメント実行計画（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚閣議決定）や情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）においては、行政機関間の情報連携等により、入手・参照できる情報に係る添付書類については添付を省略することとされている。

各都道府県等においては、改正省令による改正後の施行規則（以下「新施行規則」という。）に規定する書類以外に確認することが必要と認める事項がある場合には、必要に応じて、所管する行政機関から登記事項証明書や不動産登記事項証明書を入手する等の対応をされたい。

なお、商業・法人登記の登記事項証明書に係る情報については、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日CIO連絡会議決定）に基づき、法務省において、情報連携の仕組みを構築中であり、令和2年度中に運用を開始する予定である。また、不動産の登記事項証明書についても、商業・法人の登記事項証明書と同時期の情報連携の開始に向けて検討を進めているところである。

## 第4 登録拒否要件について

### 1. 登録拒否要件に該当しないことを誓約させる者の範囲について

法第8条においては、都道府県知事はサービス付き高齢者向け住宅の登録申請者が登録拒否要件に該当するときは、その登録を拒否しなければならないと規定している。また前述したとおり、新施行規則においては、登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを登録申請書中のチェックボックスに誓約することとしているところである。

当該規定に基づき、登録の申請に際しては「役員」及び「政令で定める使用人（事務所の代表者である使用人）」が欠格要件に該当しないことを誓約する必要があるが、法人の役員や事務所の代表者は法人の意思決定に関与する立場にあることから、その責任能力について判断する必要があるが、当該登録拒否要件が規定されているのであるから、役員の範囲については、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」等を想定しており、いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は含まれないこと留意されたい。

### 2. 登録に係る個別審査規定の整備について

整備法の一部が令和元年12月14日に施行されることに伴い、新施行規則第15条の3においては「法第八条第一項第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。」との規定を新設した。

申請者が新施行規則第15条の3に掲げる要件に該当するか否かの判断については、

原則として申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを登録申請書中のチェックボックスに誓約することにより、その者が上記業務を適正に行うことができるか否かを審査することとする。

ただし、審査の過程において疑義が生じた場合は、新施行規則第7条第6号を根拠に、例えば下記に掲げる（1）又は（2）の書類の提出を求めることができる。

（1）成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書並びに市町村の長の証明書

（2）契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載したもの。

上記（1）又は（2）の提出を求める場合は、申請者が（1）又は（2）どちらを提出するか選択できるようにし、例えば（1）だけの提出に限るといったことのないよう留意されたい。

## 第5 経過措置について（改正省令附則第2項関係）

### 1. 登録の申請について

改正省令の施行の日（令和元年12月14日）前に登録の申請をしている者が提出している登録申請書の添付書類及び登録申請書は、旧施行規則第6条及び第7条並びに別記様式第1号の様式が適用される。

なお、登録を受けた者は、新施行規則第6条及び第7条並びに別記様式第1号の様式により新たに記載が求められる事項を届け直す必要はない。

### 2. 登録の更新等について

令和元年12月14日前に登録を受けた者が令和元年12月14日以後に法第5条第2項の登録の更新を受けようとする場合又は変更の届出を行おうとする場合は、新施行規則の規定が適用される。

以 上

## 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

### 【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する(180法律程度)。

#### (1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気・職、分限などの規定が既に整備されている。

#### (2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

#### (3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

#### (4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

#### (5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

### 【施行期日】

- ①欠格条項を削除するのみのもの⇒原則として公布の日
- ②府省令等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から3月
- ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から6月
- ④上記により難しい場合⇒個別に定める日



VI. 参考

登録申請書 記載例

別記様式第一号 (第四条関係)

2019年 12月 14日

〇〇県知事 殿

登録申請書の住所または主たる事務所の所在地と、商号・名称又は氏名を記載する。

〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

印

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業について別紙のとおり登録を申請します。

備考

1. 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 氏名の記載を白署で行う場合には、押印を省略することができる。

別紙

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

「登録の区分」項目の内容はシステム上、自動で記載されます。

登録の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 (従前の登録番号)									
住宅の名称	(ふりがな) 〇〇はうす 〇〇ハウス									
所在地	(住居表示) 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇									
利用交通手段	<input checked="" type="checkbox"/> 1.電車 ( 〇〇 線 〇〇 駅から 徒歩 で 10 分 ) <input type="checkbox"/> 2.その他 (									
住宅に関する権原	<input checked="" type="checkbox"/> 1.所有権 期間 年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 2.賃借権	<input type="checkbox"/> 3.使用貸借による権利							
施設に関する権原	<input checked="" type="checkbox"/> 1.所有権 期間 年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 2.賃借権	<input type="checkbox"/> 3.使用貸借による権利							
敷地に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 期間 2019 年 12 月 14 日から 2039 年 12 月 13 日まで	<input type="checkbox"/> 2.地上権	<input checked="" type="checkbox"/> 3.賃借権	<input type="checkbox"/> 4.使用貸借による権利						

(注) 住居表示が決まっている場合には、地名地番を記載すること。

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

(ふりがな) かほし理かひしや〇〇〇〇〇〇〇〇してん

事務所の名称	株式会社〇〇〇〇 〇〇〇支店
事務所の所在地	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町2-2-2

この住宅の運営業務を担当する支店や事務所の情報を記載する。(前記2「事業を行う者」と同じの場合、同じ情報を記載する)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	30 戸
居住部分の規模	(最小)	25.50 m <sup>2</sup>
	(最大)	42.50 m <sup>2</sup>
構造及び設備	共同利用設備	■ あり □ なし
	構造	鉄筋コンクリート造
竣工の年月	2020 年 11 月 30 日	
加齢対応構造等	■ 登録基準に適合している	
	■ エレベーターを備えている	
	■ 緊急通報装置を備えている	

住戸の専用面積について、最小タイプと最大タイプの面積を記載する。(壁の厚さを除く。バルコニーは含まない。PSの取扱い等については、登録窓口で確認すること。)

詳細は、共同利用する浴室・台所・食室・居間・収納設備等の有無を選択する。

登録基準に適合していない場合は、登録ができ(地方公共団体が独自基準を定めている場合があるので、登録窓口で確認すること)

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	■ 賃貸借契約 □ その他
終身賃貸事業者の事業の認可	□ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①または②に該当する者である。 ① 単身高齢者 世帯 ② 高齢者十同居者 (配偶者/60歳以上の親族/要介護認定又は要支援認定を受けている者) 60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者(「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)

いずれにも該当しない者を入居させる場合は、登録ができない。

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	2020 年 12 月 1 日から
--------	-------------------

建物が建設中である等、入居開始前の場合のみ記載する。

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

■ 法人 □ 個人

(ふりがな) かほし理かひしや〇〇〇〇

住宅の事業主(貴個人)の情報を記載する。

法人・個人の別	株式会社〇〇〇〇
商号、名称又は氏名	(郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別添1のとおり

(ふりがな) 事業主が未成年の個人である場合のみ記載する。

法定代理人(未成年の個人である場合)	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	電話番号
--------------------	-----------------------	------

高号、名称又は氏名 (郵便番号) 電話番号

別添2のとおり

登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

■ 登録を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(サービス付き高齢者向け住宅事業の代表者である使用人という。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人)が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法1」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者
- 三 法第26条第2項の規定により登録を撤回消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 五 精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が一から五までのいずれか以上に該当するもの
- 七 法人であって、その役員又は使用人のうち一から五までのいずれか以上に該当する者があるもの
- 八 個人であって、使用人のうち一から五までのいずれか以上に該当する者があるもの
- 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□ 法定代理人が、上記一から五までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。

【登録拒否要件に該当しないことへの誓約】  
登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを誓約する必要があります。



7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式 委託する業務 の内容 (契約事項)	<input type="checkbox"/> 自ら管理 ■ 管理業務を委託  修繕業務、設備点検業務、清掃業務
管理業務の委託先	(ふりがな) かぶしきがいしゃ□□ 株式会社□□
商号、名称 又は氏名	(郵便番号 000-0000 ) 〇〇県〇〇市〇〇町3-3-3
住所	電話番号 000-000-0000
修繕計画 計画策定の 有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
大規模修繕の 実施予定	2035年 頃実施予定
その他計画的 な修繕予定	8年毎に設備更新

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設 (該当する場合のみ)

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
デイサービスセンター〇〇	通所介護事業 (入浴、機能訓練、食事、 健康チェック、レクリエーション等)	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力 (該当する場合のみ)

連携又は協力の相手先	(ふりがな) でいさーびびせんたー〇〇
事業所の名称	デイサービスセンター〇〇
事業所の住所	(郵便番号 000-0000 ) 〇〇県〇〇市〇〇町0-0-0 電話番号 000-000-0000
連携又は協力の 内容	入居者の利用を想定した通所介護事業所の運営 (入浴、機能訓練、食事、健康チェック、レクリエーション等の提供)

10. 登録の申請が基本方針 (及び高齢者居宅安定確保計画) に照らして適切なるものである旨

基本方針及びひび県の高齢者居宅安定確保計画に沿って適切に運営します。

「基本方針」及びひび県の「高齢者居宅安定確保計画」を承認のうえ、その趣旨に従う旨の旨を記載する。



住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分の床面積 (㎡)	構造及び設備 ※				住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)
		完備	洗面	浴室	収納			
1	25.50	○	○	○	○	20	101~104, 201~204, 301~304, 401~404, 501~504	51,000
1	42.50	○	○	○	○	10	105, 106, 205, 206, 305, 306, 405, 406, 505, 506	85,000

注1) 住戸の規模並びに構造及び設備のタイプ別にまとめて記載すること。  
 注2) 構造及び設備欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。  
 ※有りの場合は○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含めて全ての欄に○を記載すること。

住棟が1棟のみ  
の場合は、「1」  
を記載する。

住戸内の設備について、  
有無を○または×で記載  
する。

該当する住戸番号  
を具体的に記載す  
る。

同タイプ内で  
家賃に幅があ  
る場合は、平均  
額等の概算額  
を記載する。

住戸タイプごとに各情報を記載する。

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態	サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する	委託する
委託する 場合の 委託先	(ふりがな) ロロがらびがらびがらび ロロ警備株式会社 (郵便番号 000-0000 ) 〇〇県〇〇市〇〇町4-4-4 電話番号 000-0000-0000	
サービスの提供 する法人等の別	<input type="checkbox"/> 医療法人 <input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定介護サービス事業者 <input type="checkbox"/> 指定地域密着型サービス事業者 <input type="checkbox"/> 上記以外の別	サービス提供者全員の人数を記載する。(一日に配置する人員数は、下の「常駐する時間」欄に記載する)
サービスの提供 する者の人数	医師 人員 1人 看護師 人員 2人 准看護師 人員 1人 介護福祉士 人員 3人	社会福祉士 人員 1人 介護支援専門員 人員 1人 養成研修修了者 人員 1人 上記以外の職員 人員 1人
常駐する場所	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 近接する土地 (所在地 )	
常駐する日	365日対応	
常駐する時間	日中 9時00分 ~ 17時00分 人員 2人 17時00分 ~ 9時00分 人員 1人	
毎1回以上の 状況把握サービスの 提供方法	感知センサーによる居室内の入居者の動体把握と、居室への訪問の併用による。 <input type="checkbox"/> 入居者から居室部分への訪問を希望する場合は、具体的な提供方法を記載する。	当該居住部分 毎日 1回
緊急通報サービスの 内容	常駐する日 0時0分 ~ 24時0分 上記以外の日 24時間	
サービスの提供 対価 (概算額)	通報方法 各住戸の端末より、電話回線を利用して委託先のコールセンターへ通報 通報先 ロロ警備コールセンター 月額 約 7,000円 前払金の 算定方法	10分 具体的な通帳の仕組み を記載する。
備考	日中は00メソンの職員が状況把握及び生活相談サービスを提供し、夜間は00警備の通報システムを利用	

上記の様式に表現しきれない内容や、補足説明が必要な内容等について、ここに具体的に記載する。

住宅の規模並びに構造及び設備等

2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
浴室					
台所					
食堂					
居間	1	61.06	1階フロント隣	30	利用を想定している戸数を記載する。 (特に制限を予定していない場合は、 住宅の総戸数を記載する)
収納設備	1	18.67	1階フロント隣	30	
洗濯室	1	13.55	1階共用浴室隣	30	

注) 整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

物件内に同箇所  
設置されている  
かを記載する。

複数設置されてい  
る場合は、その合計  
面積を記載する。

具体的な設置場  
所を記載する。

利用を想定している戸数を記載する。  
(特に制限を予定していない場合は、  
住宅の総戸数を記載する)

上記以外の共有の設備がある場  
合は、具体的に記載する。

2. 食事の提供サービスの内容 (該当する場合のみ)

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する <input checked="" type="checkbox"/> 委託する <small>(ふりがな) かびしきかいらいしや000のーどさーびす</small>
商号、名称 又は氏名	株式会社 00フードサービス
住所 <small>(法人にあっては 主たる事務所の 所在地)</small>	(郵便番号 000-0000 ) 00県00市00町5-5-5 電話番号 000-0000-0000
住所 <small>(法人にあっては 本業務に係る 事業所の所在地)</small>	(郵便番号 000-0000 ) 00県00市00町6-6-6 電話番号 000-0000-0000
食事提供を行う場所	<input checked="" type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 各居住部分 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 提供日 <input checked="" type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く ( )
提供方法	内容 <input type="checkbox"/> 3食 <input checked="" type="checkbox"/> 入居者が選択 <input type="checkbox"/> 次の食事は提供しない ( ) 調理等 <input type="checkbox"/> 厨房で調理 <input checked="" type="checkbox"/> 配食サービスを利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
サービス提供の 対価 (概算額)	月額 ※ 約 36,000円 朝食 300円 星食 400円 夕食 500円 前払金 約 円 前払金の 算定方法
備考	上記の様式に表現しきれない内容や、補足説明が必要な内容 等について、ここに具体的に記載する。 ※サービス提供の対価を月額で設定していない場

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容 (該当する場合のみ)

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する <input type="checkbox"/> 委託する <small>(ふりがな)</small>
商号、名称 又は氏名	医療法人 〇〇会
住所 <small>(法人にあっては 主たる事業所の 所在地)</small>	(郵便番号 000-0000 ) 00県00市00町5-5-5 電話番号 000-0000-0000
住所 <small>(法人にあっては 本業務に係る 事業所の所在地)</small>	(郵便番号 000-0000 ) 00県00市00町6-6-6 電話番号 000-0000-0000
提供方法	提供日 <input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 入浴介護 <input type="checkbox"/> 排せつ介護 <input type="checkbox"/> 食事介護
サービス提供の 対価 (概算額)	月額 約 2,500円 前払金の 前払金 約 円 算定方法
備考	上記の様式に表現しきれない内容や、補足説明が必要な内容 等について、ここに具体的に記載する。

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容 (該当する場合のみ)

提供形態	<input checked="" type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する <input type="checkbox"/> 委託する <small>(ふりがな)</small>
商号、名称 又は氏名	(郵便番号 )
住所 <small>(法人にあっては 主たる事務所の 所在地)</small>	(郵便番号 ) 電話番号
住所 <small>(法人にあっては 本業務に係る 事業所の所在地)</small>	(郵便番号 ) 電話番号
提供方法	提供日 <input checked="" type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 調理 <input checked="" type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 掃除
サービス提供の 対価 (概算額)	月額 約 8,000円 前払金の 前払金 約 円 算定方法
備考	サービス費は1,000円/時間で、希望に応じて利用可能。上記月額は、月当たり 8時間利用した場合の概定金額。

上記の様式に表現しきれない内容や、補足説明が必要な内容  
等について、ここに具体的に記載する。

5. 健康の維持増進サービスの内容 (該当する場合のみ)

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する <input type="checkbox"/> 委託する <small>(ふりがな) りりょうほうじかん00か)</small>
商号、名称 又は氏名	医療法人 〇〇会
住所 <small>(法人にあっては 主たる事業所の 所在地)</small>	(郵便番号 000-0000 ) 00県00市00町5-5-5 電話番号 000-0000-0000
住所 <small>(法人にあっては 本業務に係る 事業所の所在地)</small>	(郵便番号 000-0000 ) 00県00市00町6-6-6 電話番号 000-0000-0000
提供方法	提供日 <input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input type="checkbox"/> 定期健診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い
サービス提供の 対価 (概算額)	月額 約 2,500円 前払金の 前払金 約 円 算定方法
備考	上記の様式に表現しきれない内容や、補足説明が必要な内容 等について、ここに具体的に記載する。

上記の様式に表現しきれない内容や、補足説明が必要な内容  
等について、ここに具体的に記載する。



8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設

施設の種類	併設施設の種類
デイサービスセンター〇〇	通所介護事業 (デイサービス)

別添 3

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分の床面積	住戸番号	間取り
1	25.50	101~104, 201~204, 301~304, 401~404, 501~504	1K
1	42.50	105, 106, 205, 206, 305, 306, 405, 406, 505, 506	2DK

別添 4

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

サービス提供の対価 (概算額)	月額	介護保険適用なし
サービスを提供する者の人数	従事者数	人員 人

任意項目としての活用を想定しています。  
空欄の場合は、公開面では表示されませ  
ん。

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容

サービス提供の対価 (概算額)	月額	介護保険適用なし

5. 健康の維持増進サービスの内容

サービス提供の対価 (概算額)	月額	対価はサービスの内容によって異なります

お問い合わせ

「サービス付き高齢者向け住宅登録システム」のログイン用ID・パスワードの変更、操作方法等、システムに関するご不明な点については、下記にお問い合わせください。

※登録基準の詳細や添付書類の内容等 (システムに関すること以外) のご質問は、各地方公共団体の登録窓口へお問い合わせください。

※国の補助制度に関するご質問は、「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」(<http://www.koreisha.jp/>)の事務局へお問い合わせください。

「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」ヘルプデスク

【お問い合わせは、E-mail でお願いします。】

E-mail : [info@satsuki-jutaku.jp](mailto:info@satsuki-jutaku.jp)

※住宅名・事業者名・ご担当者様名をご明記の上、なるべく具体的に書きください。

【受付日時】

平日 (土日・祝日を除く)

午前 10時 ~ 12時

午後 1時 ~ 5時

※年末年始など受付日時に変更がある場合は、お知らせに揭示いたします。



令和元年11月1日  
老高発1101第2号  
国住心第197号

各 

都道府県
指定都市
中核市

 住宅担当部長 殿  
福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」の  
一部改正について

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省・国土交通省令第4号）が令和元年11月1日に公布され、同年12月14日より施行される。

これまで、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第6条第1項第15号及び改正前の国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定の確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。）第7条第12号及び第13号に基づき、高齢者住まい法第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録申請時において、登録申請書に登録申請者及び法定代理人が高齢者住まい法第8条第1項各号（以下「登録拒否要件」という。）に該当しない者であること誓約する書面を登録申請書に添付して提出しなければならないこととしていたが、改正後の施行規則第6条第11号及び12号に基づき登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを登録申請書中のチェックボックスに誓約すること等の改正を行った。

これらの改正に伴い、今般、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」（平成23年10月7日付け老高発第1007第1号、国住心第41号厚生労働省老健局高齢者支援課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

○「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」（平成23年10月7日付け老高発第1007第1号、国住心第41号厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長通知）の新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>平成23年10月7日 老高発第1007第1号 国住心第41号 <u>(一部改正)</u> <u>令和元年11月1日</u> <u>老高発1101第2号</u> <u>国住心第197号</u></p>	<p>平成23年10月7日 老高発第1007第1号 国住心第41号</p>
<p><u>各都道府県</u> <u>指定都市</u> <u>中核市</u></p> <p>住宅担当部長 宛て 福祉担当部長</p>	<p><u>各都道府県</u> <u>政令指定都市</u> <u>中核市</u></p> <p>住宅担当部長 宛て 福祉担当部長</p>
<p>厚生労働省老健局高齢者支援課長</p>	<p>厚生労働省老健局高齢者支援課長</p>
<p>国土交通省住宅局安心居住推進課長</p>	<p>国土交通省住宅局安心居住推進課長</p>
<p>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について</p>
<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）に係る同条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録サービス付き高齢者向け住宅」という。）の整備に関する事業の実施に要する費用については、社会資本整備総合交付金の交付対象となるため、登録事業者が暴力団員等であった場合には、本交付金が暴力団の資金源となるおそれがある。</p>	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）に係る同条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録サービス付き高齢者向け住宅」という。）の整備に関する事業の実施に要する費用については、社会資本整備総合交付金の交付対象となるため、登録事業者が暴力団員等であった場合には、本交付金が暴力団の資金源となるおそれがある。</p>

このため、暴力団員等への公金支出を防止する観点から、高齢者住まい法第8条第1項において、登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が、同項第4号、第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合に限る。）又は第9号のいずれか（以下「登録拒否要件」という。）に該当するときは、その登録を拒否する旨の暴力団排除条項を規定している。

については、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関し、警察庁と協議の上、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（令和元年11月1日付警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号。以下「合意書」という。）（別添1）に基づき、下記のとおり取り組むこととしたので、各都道府県、指定都市及び中核市においては、その実施に遺漏なきようお願いする。

## 記

## 1. 登録拒否要件に係る照会等

## (1) 登録申請書における誓約

高齢者住まい法第6条第1項第15号及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定の確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第6条第12号及び第13号に基づき、登録申請者は、登録申請時において、登録申請書に登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを誓約する必要がある。

（削除）

## (2) 登録拒否要件に係る照会

都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課（以下「登録制度主管課」という。）の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、登録の申請、登録事項等の変更の届出又は登録事業者の地位の承継の届出の際の窓口における対応、地元住民の風評、従業員等からの通報その他の状況から、登録申請者及び高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（サービス付

このため、暴力団員等への公金支出を防止する観点から、高齢者住まい法第8条第1項において、登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が、同条第5号、第6号から第8号まで（同条第5号に該当する場合に限る。）又は第9号のいずれか（以下「登録拒否要件」という。）に該当するときは、その登録を拒否する旨の暴力団排除条項を規定している。

については、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関し、警察庁と協議の上、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年10月7日付警察庁丁暴発第213号、老高発1007第2号、国住心第41号。以下「合意書」という。）（別添）に基づき、下記のとおり取り組むこととしたので、各都道府県、政令指定都市及び中核市においては、その実施に遺漏なきようお願いする。

## 記

## 1. 登録拒否要件に係る照会等

## (1) 誓約書の提出

高齢者住まい法第6条第2項及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定の確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第7条第11号に基づき、登録申請者は、登録申請時において、登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であること誓約する書面（以下「誓約書」という。）を登録申請書に添付して提出しなければならないこととされている。

誓約書には、登録申請者（法人である場合においてはその役員及び事務所の代表者である使用人、個人である場合においてはその者及び事務所の代表者である使用人）及び法定代理人の氏名（読み仮名を含む。）、生年月日、性別が明らかにされていることが望ましい。

## (2) 登録拒否要件に係る照会

都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、登録の申請、登録事項等の変更の届出又は登録事業者の地位の承継の届出の際の窓口における対応、地元住民の風評、従業員等からの通報その他の状況から、登録申請者又は高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者（以下「登録申請者等」という。）が登録拒否要件に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該

き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)。以下「登録申請者等」という。)が登録拒否要件に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。))に対し、合意書別記様式第1号により、当該登録申請者等の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別及び住所をCSV形式(エクセル、アクセス等の表計算又はデータベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式)により記録した電磁的記録媒体(フロッピーディスク等)(以下「氏名等保存電磁的記録媒体」という。))により照会するものとする。ただし、照会する者の人数が5名以下の場合、氏名等保存電磁的記録媒体を要さず、必要な情報が含まれていれば、形式も問わない。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、氏名カナ(半角とし、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角とし、姓と名の間は全角で1マス空け)、生年月日(大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRで半角とし、数字は2桁半角)及び性別(半角で男性はM、女性はF)を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日、性別及び住所の間を半角カンマで区切るものとする。

照会の際には、

- ① 照会対象者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所等については、登録申請書別添の役員名簿、必要に応じて登録申請者等に提出させる「暴力団排除にかかる登録拒否要件の確認情報」(別添2)等により確認すること
- ② 照会対象者の情報は個人情報であり、漏洩、紛失又は破損を防ぐ観点から厳正に管理することに留意するものとする。

なお、本照会に際し暴力団対策主管課長に登録申請者等の情報を提供することは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条には抵触しない旨申し添える。

## 2. 登録拒否要件に該当した場合の対応

1の照会に対し、暴力団対策主管課長から合意書別記様式第2

登録制度主管課長の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。))に対し、合意書別記様式第1号により、当該登録申請者等の氏名カナ、氏名漢字、生年月日及び性別をCSV形式(エクセル、アクセス等の表計算又はデータベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式)により記録した電磁的記録媒体(フロッピーディスク等)(以下「氏名等保存電磁的記録媒体」という。))により照会するものとする。ただし、照会する者の人数が5名以下の場合、氏名等保存電磁的記録媒体を要さず、必要な情報が含まれていれば、形式も問わない。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、氏名カナ(半角とし、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角とし、姓と名の間は全角で1マス空け)、生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角)及び性別(半角で男性はM、女性はF)を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間を半角カンマで区切るものとする。

照会の際には、

- ① 照会対象者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所等については、登記事項証明書等により確認すること
- ② 照会対象者の情報は個人情報であり、漏洩、紛失又は破損を防ぐ観点から厳正に管理することに留意するものとする。

なお、本照会に際し暴力団対策主管課長に登録申請者等の情報を提供することは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条には抵触しない旨申し添える。

## 2. 登録拒否要件に該当した場合の対応

1の照会に対し、暴力団対策主管課長から合意書別記様式第2

号により、登録申請者等が登録拒否要件に該当する事由があると認められる旨の回答があった場合には、以下の措置を講じるとともに、当該措置を講じた旨を、合意書別記様式第4号により、暴力団対策主管課長に通知するものとする。

(1)～(4) (略)

上記の措置を講じる場合において、当該登録申請者等が登録拒否要件に該当すると都道府県の住宅部局及び福祉部局が判断した根拠を問われた場合には、警視庁又は道府県警察本部からの情報提供によるものであること及び具体的に該当するとされた項目を口頭により明らかにすることは可能である。

3.～5. (略)

号により、登録申請者等が登録拒否要件に該当する事由があると認められる旨の回答があった場合には、以下の措置を講じるとともに、当該措置を講じた旨を、合意書別記様式第4号により、暴力団対策主管課長に通知するものとする。

(1)～(4) (略)

上記の措置を講じる場合において、当該登録申請者等が登録拒否要件に該当すると都道府県の住宅部局及び福祉部局が判断した根拠を問われた場合には、都道府県警察の本部からの情報提供によるものであること及び具体的に該当するとされた項目を口頭により明らかにすることは可能である。

3.～5. (略)

## 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報

## 1. 登録申請者が個人である場合

登録申請者				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
事務所の代表者である使用人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所

## 2. 登録申請者が法人である場合

当該法人の役員				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
事務所の代表者である使用人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所

平成23年10月7日  
老高発第1007第1号  
国住心第41号  
(一部改正)  
令和元年11月1日  
老高発1101第2号  
国住心第197号

各都道府県  
指定都市  
中核市

住宅担当部長 宛て  
福祉担当部長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

サービスピ付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）に係る同条第1項に規定するサービスピ付き高齢者向け住宅（以下「登録サービスピ付き高齢者向け住宅」という。）の整備に関する事業の実施に要する費用については、社会資本整備総合交付金の交付対象となるため、登録事業者が暴力団員等であった場合には、本交付金が暴力団の資金源となるおそれがある。

このため、暴力団員等への公金支出を防止する観点から、高齢者住まい法第8条第1項において、登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が、同項第4号、第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合は第9号のいずれか（以下「登録拒否要件」という。）に該当するときは、その登録を拒否する旨の暴力団排除条項を規定している。

ついでには、サービスピ付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関し、警察庁と協議の上、「サービスピ付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（令和元年11月1日付警察庁工暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号。以下「合意書」という。）（別添1）に基づき、下記のとおり取り組むこととしたので、各都道府県、指定都市及び中核市においては、その実施に遺漏なきようお願いする。

記

## 1. 登録拒否要件に係る照会等

### (1) 登録申請書における誓約

高齢者住まい法第6条第1項第15号及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定の確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第6条第12号及び第13号に基づき、登録申請者は、登録申請時において、登録申請書に登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であること誓約する必要がある。

### (2) 登録拒否要件に係る照会

都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）のサービスピ付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課（以下「登録制度主管課」という。）の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、登録の申請、登録事項等の変更の届出又は登録事業者の地位の承継の届出の際の窓口における対応、地元住民の風評、従業員等からの通報その他の状況から、登録申請者及び高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（サービスピ付き高齢者向け住宅事業に関する事務所の代表者である使用人という。以下同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下「登録申請者等」という。）が登録拒否要件に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、合意書別記様式第1号により、当該登録申請者等の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別及び住所をCSV形式（エクセル、アクセス等の表計算又はデータベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）により記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク等）（以下「氏名等保存電磁的記録媒体」という。）により照会するものとする。ただし、照会する者の人数が5名以下の場合には、氏名等保存電磁的記録媒体を要さず、必要な情報が含まれていれば、形式も問わない。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、氏名カナ（半角とし、姓と名の間は半角で1マス空け）、氏名漢字（全角とし、姓と名の間は全角で1マス空け）、生年月日（大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRで半角とし、数字は2桁半角）及び性別（半角で男性はM、女性はF）を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日、性別及び住所の間を半角カンマで区切るものとする。

照会の際には、

- ① 照会対象者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所等については、登録申請書別添の役員名簿、必要に応じて登録申請者等に提出させる「暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報」（別添2）等により確認すること
- ② 照会対象者の情報は個人情報であり、漏洩、紛失又は破損を防ぐ観点から厳正に管理すること  
に留意するものとする。

なお、本照会に際し暴力団対策主管課長に登録申請者等の情報を提供することは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条には

抵触しない旨申し添える。

## 2. 登録拒否要件に該当した場合の対応

1の照会に対し、暴力団対策主管課長から合意書別記様式第2号により、登録申請者等が登録拒否要件に該当する事由があると認められる旨の回答があった場合には、以下の措置を講じるとともに、当該措置を講じた旨を、合意書別記様式第4号により、暴力団対策主管課長に通知するものとする。

- (1) 登録申請者については、高齢者住まい法第8条第1項に基づき、登録を拒否する。
- (2) 高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者については、同法第26条第1項に基づき、その登録事業の登録を取り消す。
- (3) 社会資本整備総合交付金による登録サービス付き高齢者向け住宅の整備に関する事業の実施に要する費用に対する補助金（以下単に「補助金」という。）の交付申請については、不交付決定を行う。
- (4) 補助金の交付決定をしていた場合には、交付決定を取り消し、当該補助金の返還を求め。

上記の措置を講じる場合において、当該登録申請者等が登録拒否要件に該当すると都道府県の住宅部局及び福祉部局が判断した根拠を問われた場合には、警視庁又は道府県警察本部からの情報提供によるものであること及び具体的に該当するとされた項目を口頭により明らかにすることは可能である。

## 3. 登録拒否要件に該当する旨の通知

暴力団対策主管課長が、登録申請者等が登録拒否要件に該当すると認める事実を確認した場合には、合意書別記様式第3号により、当該事実の確認された区域を管轄する登録制度主管課長に対し、通知することとなる。当該通知があった場合の対応については、2の規定を準用する。

## 4. 暴力団員等による不正登録及び不正受給に関する事案への対応

暴力団員等による不正な登録及び補助金の不正な受給に関する事案については、当該補助金が暴力団活動の資金源として用いられる可能性が高いことから、社会的反響も大きく、国民の信頼を揺るがしかねない。

このため、都道府県の住宅部局及び福祉部局は、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力をを行い、厳正な対応を行うこととする。

## 5. その他

本通知に基づく暴力団対策主管課長への照会の結果、登録申請者等が登録拒否要件に該当すると判明した場合には、当該登録申請者等の情報及び対処方針を遅滞なく国土交通省住宅局安心居住推進課及び厚生労働省高齢者健康局高齢者支援課に情報提供するとともに、以降の経過についても適宜情報提供することとする。また、本通知の取扱いについて疑義が生じた場合には、同課に照会することとする。

さらに、本通知の実行に際しては、暴力団対策主管課長と緊密に連携を取り、円滑な執行を図るとともに、職員的安全確保に懸念が生じた場合は速やかに暴力団対策主管課

長に相談することとする。

また、本通知の実行に際しては、住宅部局と福祉部局との情報共有等適切な連携を図ることとする。

以上

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第182号  
老高発1101第3号  
国住心第197号  
令和元年11月1日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

山 浦 親 一

厚生労働省老健局高齢者支援課長

齋 藤 良 太

国土交通省住宅局安心居住推進課長

川 野 宇 宏

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録対象からの暴力団排除を推進するため、警察庁と国土交通省及び厚生労働省は、下記のことについて合意する。

なお、本合意書は令和元年12月14日以降効力を有することとし、同日をもって「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年10月7日付け警察庁丁暴発第213号、老高発第1007第2号、国住心第41号）は廃止する。

記

1 照会手続

(1) 都道府県（指定都市及び中核市を含む。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課（以下「登録制度主管課」という。）の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、次に掲げる者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人を含む。以下同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）。以下「登録申請者等」という。）について、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第8条第1項第4号、第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合に限る。）又は第9号のいずれか（以下「登録拒否要件」という。）に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課の所在地を管轄

する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

- ① 高齢者住まい法第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けようとする者
- ② 高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者
- (2) 登録制度主管課長は、前記(1)による照会に電磁的記録媒体を用いることができる。この場合の電磁的記録媒体への入力要領は、別に定める。
- (3) 暴力団対策主管課長は、前記(1)による照会を受けたときは、速やかに調査の上、登録制度主管課長に対し、文書（別記様式第2号）により回答する。

2 通知手続

暴力団対策主管課長は、登録申請者等が登録拒否要件に該当すると認める事実を確認した場合には、当該事実の確認された区域を管轄する登録制度主管課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 措置の通知

登録制度主管課長は、登録拒否要件に該当する旨の前記1(3)に規定する回答又は前記2の通知を受けた場合は、登録の拒否等を行い、当該措置を講じた旨を、別記様式第4号により暴力団対策主管課長に通知するものとする。

4 保護措置

暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、登録制度主管課長が登録の拒否等を行う場合において、登録制度主管課長から要請、相談等を受けた場合は、登録制度主管課長と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講ずるものとする。

5 その他

(1) 暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間の書類又は電磁的記録媒体の送付については、原則として、手交を持って行うものとする。ただし、双方の所在地が遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときには、暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができる。

いずれの場合も、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達の防止、外部への漏洩の防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

(2) 暴力団対策主管課長と登録制度主管課長とは、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

なお、決定した事項について、暴力団対策主管課長は警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に、登録制度主管課長は国土交通省住宅局安心居住推進課長及び厚生労働省老健局高齢者支援課長に対してそれぞれ報告するものとする。

以上

別記様式第1号(照会)

文 書 番 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 殿

〇〇都道府県登録制度主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」  
に基づく照会について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」(令和元年11月1日付け警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号)に基づき、下記の当該合意書に規定する登録申請者等が登録拒否要件に該当するか否かについて照会します。

記

- 1 照会対象者  
別添のとおり。  
※ 別添を用いない場合は、  
氏名(フリガナ)、生年月日、性別、住所、役職  
を記載し、登録申請者が法人の場合は、  
その法人の商号又は名称  
を加えて記載すること。

別記様式第2号(回答)

文 書 番 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇都道府県登録制度主管課長 殿

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」  
に基づく回答について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」(令和元年11月1日付け警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号)に基づき、令和 年 月 日付け(文書番号)で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 照会に係る調査結果  
○ 該当した場合  
照会対象者〇〇〇〇は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第8条第1項第〇号に該当する事由があると認められる。  
※ 第4号、第6号から第8号まで(同項第4号に該当する場合に限る。)又は第9号のうち、該当する号を記載する。  
○ 該当しない場合  
該当する事由があると認められない。
- 2 その他(※必要により記載)

別記様式第3号 (通知)

文 書 番 号  
令和〇〇年〇月〇日

〇〇都道府県登録制度主管課長 殿

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」  
に基づく通知について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」(令  
和元年11月1日付け警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号)に基づき、  
下記のとおり通知します。

記

1 登録拒否要件に該当する登録申請者等

- ① 氏名 (フリガナ)
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 法人の場合にあつては、その法人の商号又は名称及びその者の役職

2 理由

上記登録申請者等は、高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号)  
第8条第1項第〇号に該当する事由があると認められる。

※第4号、第6号から第8号まで (同項第4号に該当する場合に限る。) 又は第9号の  
うち、該当する号を記載する。

3 その他 (※必要により記載)

別記様式第4号

文 書 番 号  
令和〇〇年〇月〇日

〇〇警察本部暴力団主管課長 殿

〇〇都道府県登録制度主管課長 印

暴力団員等に係るサービス付き高齢者向け住宅事業の {登録の拒否 / 登録  
の取消し / 補助金の不交付決定 / 補助金の交付決定の取消し及び返還請求}  
について (通知)

令和〇〇年〇月〇日付け (文書番号) で (回答 / 情報提供) のあつた下記の者に係る (サ  
ービス付き高齢者向け住宅事業の登録 / 社会資本整備総合交付金によるサービス付き高齢  
者向け住宅の整備に関する事業の実施に要する費用に対する補助金の交付) については、  
令和〇〇年〇月〇日付けで (登録を拒否する / 登録を取り消す / 補助金の不交付決定を行  
う / 補助金の交付決定の取消し及び返還請求を行う) こととしたので通知します。

記

1 措置を講ずることとした登録申請者等

- ① 氏名 (フリガナ)
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 法人の場合にあつては、その法人の商号又は名称及びその者の役職

2 その他 (必要により記載)

